

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 20 年度

条 例 名	職員団体の登録に関する条例		
条 例 番 号	昭和 41 年神奈川県条例第 28 号	法 規 集	第 2 編第 15 章
所 管 部 局 室 課	総務部人事課		
条 例 の 概 要	地方公務員法第 53 条の規定に基づき、職員団体の登録に関する事項を定めている。		
検討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公務員法の規定により、職員団体の登録に関する事項は、条例で定めるものとされており、必須の条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員団体の登録に関して必要な事項を定めるものであり、県当局と職員団体との交渉、労使関係の確立に有効に機能している。	
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	登録される資格の有無の確認に必要な規約、書類の提出など、登録に当たり、必要最小限の手続きを定めるものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公務員法の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	理 由 現行条例の適用上、特段課題は見受けられない。	特 記 事 項
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無